主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、憲法一四条、二一条違反をいうが、原審において主張 及び判断を経ていない主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四九年一一月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	判官	江 5	里 [清	雄
裁判	判官	関	1	根	小	郷
裁判	判官	天	9	野	武	_
裁判	判官	坂	Ž	本	吉	勝
裁判	纠官	高	ì	<u>i</u> +	īF	己.